

高校生向け海外留学奨学金

はまぎん財団 Voyage

【募集要項】

募集期間：2025 年 8 月 25 日（月）～ 2025 年 9 月 30 日（火）

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団

1. 制度の目的

神奈川県内の高校生が自らのあらゆる可能性を広げるために海外で学ぶことを支援し、神奈川県の経済発展に貢献するグローバルな思考力を身につけた人材を育成することを目的として、奨学金の交付を行います。

2. 留学生へ期待すること

- (1) 自らの目標を達成するために、留学先で何を学び、帰国後、留学経験をどのように活かすか、明確なビジョンを持っている
- (2) どのような環境下においても、自ら考え行動し、自己の成長につなげる意欲がある
- (3) 留学修了後、社会・経済・環境等の分野や当財団の活動（海外留学をめざす高校生への助言等）などをととして、神奈川県に貢献する意欲がある

3. 応募資格

- (1) 神奈川県内に在住して神奈川県内または神奈川県外の高校等※¹に在籍している生徒※²、または神奈川県外に在住して神奈川県内の高校等※¹に在籍している生徒※²
(出発日および帰国日において、神奈川県内に住または神奈川県内に在学であることが必要)

※¹ 高等学校、中等教育学校（後期課程）

※² 中学3年生が応募する場合は、高校等の在学証明書（写）等を別途確認いたします

- (2) 在籍校の校長の推薦を受けている者
- (3) 直近の学業成績※¹にて、「履修した全科目の評定平均値が3.5以上」であること

※¹ 2学期制の場合：前年度後期分の学業成績

3学期制の場合：1学期分の学業成績

※² 在籍校が10段階評価の場合は、下表のとおり全科目の評定を5段階に換算し、換算後に平均値を算出してください。また、【様式1-1】申込書①の該当欄には換算・算出後の評定を記載してください

成績評定	
10段階	5段階
9・10	5
7・8	4
5・6	3
3・4	2
1・2	1

- (4) 世帯の生計維持者※¹の年収（2024年1月～2024年12月分）の合算が下表の基準額以下であること

世帯人数	給与所得者の世帯※ ²	給与所得者以外の世帯※ ²
	年間給与収入※ ³	年間所得※ ⁴
2名	1, 166万円	893万円
3名	1, 113万円	879万円
4名	1, 250万円	892万円
5名以上	1, 334万円	958万円

※¹ 父母がいる場合は原則として父母（2名）、父母ともいない場合は代わって生計を維持している

主たる人

※2 生計維持者のうち1名が給与所得者（A）、もう1名が給与所得者以外（B）の場合、（A）の給与収入と（B）の所得を比較し、以下の世帯によって基準額以下であることを確認してください

・（A）の収入 $\geq$ （B）の所得の場合：給与所得者の世帯

・（A）の収入 $<$ （B）の所得の場合：給与所得者以外の世帯

※3 源泉徴収票 または 所得証明書における収入金額（控除前）

※4 確定申告書 または 所得証明書における所得金額

(5) 国際的な視野と高度な知識・技能の習得に意欲のある者

4. 対象留学

(1) 外国における正規の後期中等教育機関（日本の高等学校に相当するもの）への概ね1年間の留学

(2) 2026年7月1日～2027年3月31日の期間に出発するもの

(3) 外務省「海外安全ホームページ」の危険情報および感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上に該当しない国・地域への留学

※留学先、宿泊先、期間等はすべて自身で計画、決定し、手続きは応募者本人が行ってください（当財団は、留学先手配に関する手続きは一切行いません）。

※留学先については、外務省「海外安全ホームページ」の危険情報および感染症危険情報等を確認したうえで決定してください。

5. 募集人数

最大2名

6. 給付金額

1人につき300万円（返済不要）

※ただし、項番7に規定する留学に要する費用（他の団体等から奨学金等の給付を受けている場合は、当該奨学金等を差し引いた額）が300万円を下回る場合は、当該額までとします。

7. 対象となる留学費用

(1) 留学先の教育機関に支払う授業料をはじめとする諸経費

(2) 住居費（宿泊費）

(3) 海外留学保険料（海外旅行保険、海外障害保険）

(4) 渡航費用（航空券代等）

(5) 空港税、燃油サーチャージおよび出国手続諸費用

(6) 査証（ビザ）および旅券（パスポート）取得手続き費用

※すでに本人が留学に有効な旅券（パスポート）を所持している場合は支給しない。

(7) 学校、地方公共団体または当財団が認めた留学斡旋団体が主催するプログラムを活用して留学する場合については、(1)～(7)の一部または全部を含むプログラム参加費

(8) その他、当財団理事長が必要と認める経費（留学に最低限必要な経費に限る）

※現地での小遣い、通信諸費用、食費、衣服代、治療費、任意参加旅行費用等は対象外とする。

8. 応募方法

(1) 以下の必要書類を記入・準備し、当財団ホームページにてアップロードしてください。

※ホームページからの応募が難しい場合のみ、郵送での応募をお受けします。

※【様式 1-1】【様式 1-2】【様式 4】には手書きで署名等する記入欄があります。当該書類はスキャン等してアップロードしてください。

①申込書【様式 1-1】【様式 1-2】

②小論文（1,000 字～1,200 字程度）【様式 2】

テーマ「私の留学計画～現地で何を学び、帰国後どう活かすか～」

③住民票（本人および申込書記載の同居家族全員記載のもの。ただし、本籍地・マイナンバーは省略）

④所得を証明する書類（2024 年分）

所得区分	必要書類
給与所得者	源泉徴収票 または 所得証明書
給与所得者以外	確定申告書の控え または 所得証明書

※マイナンバーの記載がある場合は、黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。

⑤留学先の入学許可証または受け入れを認められたことを証明する書類の写（交付決定後でも可）

⑥在籍校校長推薦書【様式 3】

⑦成績証明書（項番 3(3)に規定する該当のもの）

⑧反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について【様式 4】

⑨申込書類送付状

(2) 募集期間 2025 年 8 月 25 日（月） ～ 2025 年 9 月 30 日（火）（必着）

(3) アップロード先 <https://yokohama-viamare.or.jp/scholarship.html>

(4) 郵送先 〒220-8611 横浜市西区みなとみらい 3-1-1

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団 海外留学奨学金 Voyage 事務局 宛

9. 選考方法等

(1) 一次選考（書類選考）

通過者には、2025 年 10 月下旬までに二次選考の日時・場所等について別途ご案内します。

※二次選考は、2025 年 11 月 9 日（日）終日（予定）に実施予定です。

(2) 二次選考（面接選考）

審査委員による面接を行います。通過者には、2025 年 12 月 12 日（金）18:00～19:30（予定）に開催する交付式について別途ご案内します。なお、交付式への出席は必須です。

(3) 選考結果の通知について

一次選考、二次選考ともに、選考結果については申込者本人または保護者に通知します。

10. 奨学金の交付方法

(1) 奨学金の振込先は原則、申込者本人または保護者の口座とします。

(2) 交付決定後、対象となる留学費用明細を提出してください。

※奨学金の交付手続きの詳細については、交付決定後に通知します。

11. 奨学金交付時期

当財団へすべての必要書類を提出後、1 か月以内に交付します。

1 2. 海外留学に関する報告

(1) 海外留学を修了して帰国した日の翌日から起算して 30 日以内に報告書を提出してください。

※報告書には、現地での活動の様子が分かる写真等を添付してください。

(2) 帰国後に報告会を開催する場合、詳細について別途ご連絡します。なお、報告会への参加は必須です。

1 3. 選考スケジュール

8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	応募期間	一次選考	結果通知 二次選考 結果通知	交付式

応募申請	2025 年 8 月 25 日（月）～ 2025 年 9 月 30 日（火）
一次選考	2025 年 10 月上旬～ 10 月下旬
二次選考	2025 年 11 月 9 日（日）終日（予定）
採否結果通知	2025 年 11 月下旬
交付式	2025 年 12 月 12 日（金）18：00～19：30（予定）

1 5. その他

- (1) 申込内容に虚偽があった場合は選考いたしません。また、ご提出いただいた申込書類は、選考結果の如何に関わらず返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) 交付決定後に学習や生活状況に変更が生じた場合、速やかに当財団へご連絡ください。ただし、変更にもなう奨学金の増額は、原則として認められません。
- (3) 項番 11 に規定する奨学金支給時期に、留学先の国・地域が外務省「海外安全ホームページ」に記載の危険情報および感染症危険情報において「レベル 2」以上となった場合は、原則、奨学金支給対象外となります。
- (4) 以下の場合、交付決定を取り消し、奨学金の全額を返還いただきます。
 - ① 応募資格のいずれかを満たさなくなった場合
 - ② 申込内容に虚偽があった場合
 - ③ 奨学金を項番 7 に規定する留学費用以外の用途に使用した場合
 - ④ その他不適切な行為があったと認められた場合
- (5) 以下の場合、奨学金の全部または一部を返還いただくことがあります。
 - ① 自己都合、その他やむを得ない理由により、留学を開始しなかった場合
 - ② 自己都合、その他やむを得ない理由により、途中で留学を取りやめ帰国した場合
 - ③ 留学計画に大幅な変更が生じた場合
 - ④ 長期休学する場合
- (6) 当財団では、反社会的勢力との関係遮断のため、本奨学金への申し込みにあたっては「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について（様式 4）」を提出いただきます。

【重要事項（必ずお読みください）】

個人情報の取り扱いについて

1. 当財団では、申込書類に記載された個人情報は、奨学金事業（審査、結果通知、奨学金交付手続き等）の必要範囲内でのみ使用いたします。
2. 本奨学金の選考結果については、採択人数を公表します。
3. 選考にあたり、ご提出いただいた申込書類は審査委員（外部有識者）と共有いたします。
4. 申込者の個人情報や応募情報は、法令に定めのある場合や申込者が同意している場合を除いて、目的外利用や第三者への提供は行いません。

【お問い合わせ先】

公益財団法人はまぎん産業文化振興財団 海外留学奨学金 Voyage 事務局

TEL： 045-225-2171

MAIL： scholarship@yokohama-viamare.or.jp

H P： <https://yokohama-viamare.or.jp>